

群馬県空手道連盟の旅費に関する規程を次のように定める。

《群馬県空手道連盟旅費規程》

〈目的〉

第1条 この規程は、群馬県空手道連盟に関する業務のために旅行する会員に対して支給する旅費に関する基準を定め、連盟業務の円滑な運営に資するとともに会計の適正な支出を図ることを目的とする。

〈旅費の支給〉

第2条 会員が群馬県空手道連盟に関する業務のため、会長の承認を受けて旅行する場合には旅費を支給する。ただし、大会参加に関する旅費は別に定めるところによるものとする。

〈旅費の種類と金額〉

第3条 旅費の種類は交通費、日当、宿泊料、食事料とする。

2 交通費は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 自家用自動車を使用したときの交通費は、1キロメートルあたり定額15円とする。高速道路を利用した時はETC実費を支給する。ただし、これらにより算出した額が旅客運賃の額を超える場合は、旅客運賃の額を支給する。

4 日当は旅行中の業務日数に応じ一日当たり3,000円を支給する。

5 前項の規定に関わらず、公益財団法人全日本空手道連盟公認審判員規程に定める地区組手審判員以上の資格を保有し、群馬県空手道連盟の派遣により群馬県以外の大会で審判員に従事する場合は、一日当たり4,000円を支給するものとする。

6 旅行先までの移動機関の事情、又は主催者側の事業内容により、前泊が必要な場合に限り、業務の前日を日当における業務日数として扱うものとする。

7 第2項から第6項までの規定にかかわらず、県内の旅費は日当、交通費を含めて3,000円とする。ただし、業務時間が4時間未満の場合は2,000円とする。

8 web会議により業務に従事した場合においては、旅費は1,000円とする。

9 日当は、同日に他の日当が支給される場合には、重複してこれを支給しない。

10 第7項に規定する業務時間とは、目的を達成するための業務の時間であって、

移動時間を含めるものではない。

1 1 宿泊料は旅行中の宿泊実費を支給する。ただし、一夜につき11,800円(群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和38年群馬県条例第24号)による甲地方は13,100円)を上限とする。

1 2 宿泊料に含まれない食料は、朝食1,000円、夕食2,000円を上限として支給する。この場合において、朝食の食料に限り、前項に定める額を超えない範囲とする。

1 3 宿泊料、食料は領収書、高速料はETC利用証明書の額を実費支給する。

〈旅費の計算〉

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

〈旅費の調整〉

第5条 当該旅費のうち連盟の経費以外から支給される旅費に相当する額の旅費は、これを支給しないものとする。

2 旅費の調整が必要と認められるときは、理事長・事務局長協議のうえ、旅費の減額・増額調整を行う。

〈旅費の請求手続き〉

第6条 旅費の支給を受けようとするものは、別に定める様式による報告書に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

附則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

平成26年2月22日 一部改正

平成27年2月21日 一部改正

平成30年2月17日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正